

全図協 総合補償制度に関するQ&A

	質問	回答
Q1	・搬入先が幼保こども園の場合も補償の対象になりますか？また、学校の敷地を利用して行われるクラブ活動や学童保育の児童生徒のケガも補償されますか？	●補償の対象となります。賠償責任保険に関しては、ご加入いただいた会員販売店様搬入先の学校敷地内で生じさせた事故を補償の対象としております。
Q2	・学校に納入した商品を授業中や実験等で使用中に誤ってけがや事故が生じた場合は補償されますか？	●基本的には補償の対象になります。納品した商品に欠陥がなくても、それによって引き起こされた事故と証明できれば補償の対象となります。ただし、事故による納品物自体の損壊は補償の対象外となりますので、ご了承ください。
Q3	・従業員の誰が事故を起こしても補償されるのでしょうか？	●ご加入いただいた会員販売店様の従業員（アルバイト含む）であれば誰が事故を起こしても補償されます。ただし、従業員が業務の従事中にケガをされた場合は補償の対象外となります。
Q4	・学校以外の搬入先で起こした事故は補償されますか？	●総合補償制度では、学校への商品納入業務に起因する事故を対象としていますので、学校以外の搬入先で生じた事故は対象外となります。
Q5	・現金盗難を証明するために警察の証書などが必要ですか？	●内部的犯行を防止するため、警察署への盗難の届け出および受理番号が必要となります。また、その他必要書類等は下記の通りとなります。 ・事故時の現金有高を証する書類（日報、日計表、預り証等） ・被害額を証する書類（帳簿等、被害額を証明する書類）
Q6	・賠償責任の保険金請求手続きにあたってはどのような書類が必要でしょうか？（診断書、学校で認めた書類等が必要？）	●必ずご提出いただく資料（共栄火災の所定書類） ・保険金請求書兼同意書 ・賠償事故状況報告書 ・示談書 ・賠償申告書 ・売上高算出確認資料 ●対物・対人事故の場合、相手方の損害内容を確認するために必要な書類 ・修理見積書、領収証（対物） ・写真（対物） ・診断書（対人） ・治療費・交通費領収証（対人） ※上記書類以外にも、必要により書類の提出をお願いする場合がございますのでご了承ください。
Q7	・総合補償制度の他に同種の保険契約等に加入している場合の保険金の支払方法は？	●他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ⇒当保険の支払責任額（*）をお支払いします。 ●他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ⇒損害の額から他の保険契約等で支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた金額をお支払いします。ただし、この保険契約の支払責任額（*）を限度といたします。 （*）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
Q8	・納入した商品が欠陥品で事故を起こした場合、損害賠償責任は販売店にもありますか？メーカーの責任はどうなるのでしょうか？	●欠陥製品により損害が発生したときは、製造者が賠償責任を負うことが製造物責任法に定められていますが、販売店もメーカー共々、訴えられる可能性があります。
Q9	・総合補償制度の優位な点をおしえてください。	●総合補償制度は、会員販売店様の賠償責任と現金盗難リスクを1つにまとめてカバーする保険です。全図協が保険契約者となり、その会員販売店様を保険の補償を受けられる者（被保険者）とする団体契約とすることでスケールメリットを活かし、通常と比べ、割安な保険料で提供させていただきます。

※補償内容は、「全図協 総合補償制度のご案内」とあわせてご参照ください。ご加入の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

※その他、補償事例やお問い合わせを受けて、随時Q&A項目を追加してまいります。追加更新分については、協会HPに掲載する予定です。協会HP <http://www.nit.or.jp/>